

基本目標		施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課
1 子育て支援社会の基礎をつくる	1-1 子育て支援についての意識づくり	① 子育て支援への共通理解のための啓発	(1) 小牧市次世代育成支援対策行動計画の推進	全ての家庭における子育てを支援する仕組みづくりと環境づくりに向けて、家庭、地域、職場、学校などの協力を得ながら、「小牧市次世代育成支援対策行動計画」の推進に取り組みます。	・計画の周知・啓発 ・計画の進捗状況を点検し、結果を公表 ・計画の評価と分析、計画の見直し	行動計画の周知 行動計画推進委員会の開催(2回) 推進委員会庁内内部会の開催(2回)	・計画の周知・啓発 ・計画の実施目標及び主要事業の目標達成に向け検討 ・計画の進捗状況を点検し、結果を公表 ・計画の評価と分析し、計画の見直し	児童課
		② 子どもの権利についての意識啓発	(2) 児童福祉週間の行事事業	児童福祉週間期間中の5月5日は、温水プールを子どもたちに無料開放します。	子どもの日温水プール無料開放(中学生以下無料)	子どもの日温水プール無料開放(中学生以下無料) 利用者実績 2,499人	子どもの日温水プールの周知	児童課
	1-2 地域における子育て支援の充実	① 子育ての仲間づくり	(1) 子育て支援センター事業	児童館等において、乳幼児の保育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、子育てサークルの支援等を行います。	児童センターのほか、篠岡、北里児童館内に子育て支援センターを開設する。 【子育て支援センター事業 3か所】	児童センターのほか、7月に篠岡、北里児童館内に子育て支援センターを開設した。 【子育て支援センター事業 3か所】 相談件数370件 サークル数 中央16	市内4か所で実施 【子育て支援センター事業 4か所】	児童課
			(2) 子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センターと保育園などの関係機関とのネットワーク化を図ります。	子育て支援センター間の連絡、調整を行う。	子育て支援センター間の連絡、調整を行った。 年8回	子育て支援センターネットワーク網の確立	児童課
			(3) ファミリー・サポート・センター事業	地域において子育てを手助けしてほしい人(依頼会員)と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人(援助会員)との連絡調整を行うとともに、講習やその他の必要な援助を行います。	児童センターのほか、篠岡、北里児童館内にファミリー・サポート・センターを開設する。 【ファミリー・サポート・センター事業 3か所】	児童センターのほか、7月に篠岡、北里児童館内にファミリー・サポート・センターを開設した。 チャイルドシート(4歳児まで用、新生児用各1)ファミリー・サポート・センター事業 3か所】	市内4か所で実施 【ファミリー・サポート・センター事業 4か所】	児童課
			(4) ファミリー・サポート・センターネットワーク化事業	ファミリー・サポート・センターと関係機関をネットワーク化し、子育て支援を円滑に進めます。	ファミリー・サポート・センター間の連絡、調整を行う。	ファミリー・サポート・センター間の連絡、調整を行った。 年8回	ファミリー・サポート・センターネットワーク網の確立	児童課
			(10) 子育てグループの育成	子育て支援センターを中心に、子育ての悩みや不安を気軽に語り合える子育てサークルを育成し、親も子ども仲間をつくり、地域の中で楽しみながら子育てができるように支援します。	子育て支援センターを中心に、子育ての悩みや不安を気軽に語り合える子育てサークルを育成する。	子育て支援センターを中心に、子育ての悩みや不安を気軽に語り合える子育てサークルを育成した。	子育て支援センターを中心に、地域での子育て支援策の充実	児童課
			(6) 幼児期家庭教育学級	家庭教育力を向上させるため、全幼稚園、保育園での幼児期家庭教育学級を推進します	引続き29学級で実施、情報交換と健全な家庭づくりの場となるよう内容の充実に努める。	市内の幼稚園及び保育園29学級で実施。情報交換と健全な家庭づくりの場となるよう内容の充実に努めた。 延べ10,982人が参加	市内全幼稚園、保育園で実施し、家庭教育の一層の推進を図る。	生涯学習課
		② 親どうしの交流の場づくり	(7) 家庭教育推進事業	保育園や幼稚園、小学校、中学校において、家庭教育の大切さを学習したり、親子がふれあい、絆を深める機会を提供するなどにより、地域ぐるみで子育てを支援します。	引続きPTA活動事業として全小・中学校で実施し、情報交換会で親どうしの交流を促しながら内容の充実に努める。	PTA活動事業として全小・中学校で実施し、親子ふれあい事業や教育講演会、情報交換会で親どうしの交流の場づくりに努めた。	市内全小・中学校で実施するとともに、家庭・学校・地域のネットワーク化を図りながら、家庭教育の一層の推進を図る。	生涯学習課
			(9) 母親クラブの育成	児童館等を拠点として、子どもが地域で健全に育つためのボランティア活動を実施している母親クラブを育成・支援します。	西部児童館に7番目の児童館母親クラブ設立の予定。(市内7児童館母親クラブ)	西部児童館に7番目の児童館母親クラブ設立(市内7児童館母親クラブ)	児童館等で実施される母親クラブへの育成・支援の充実	児童課
			(14) 文化行事等での託児サービスの充実	演劇、講演会などの文化行事等に安心して参加できるように、託児所など設置します。	幼児を持った夫婦がまなび事業に参加しやすいように、昨年に引続き託児を実施。	35講座(102回)に託児者延べ402名を配置した。	託児の会「しゃぼんだま」の育成、支援の充実	まなび創造館
		③ 地域における子育て支援体制の整備	(5) 地域3あい事業	地区の会館を利用し、世代を超え子どもを交えた活動に対し助成を行います。	52地域を予定しており、事業内容の周知や地域への浸透を図るため、地域リーダー養成講座を開催する。	17年度から地域3あい事業として実施。市内50地域で、幼児から高齢者までが学びあいふれあう活動を通して子育てを支援した。	より多くの地域での実施を目指し地域ぐるみの子育て支援体制の確立を図る。	生涯学習課
			(8) レクリエーションリーダーの育成	講習会・研修会の計画的な開催などにより、プログラムの作成やゲームやレクリエーションの実技指導ができるリーダーの育成に努めます。	リーダー研修会に地域子ども会からの参加を促す。	リーダー研修会に地域子ども会からの参加を促した。年8回 各回65人	リーダー育成のための講習会・研修会の定期的な開催	児童課
			(11) 保育所地域活動事業	保育園を拠点として、園児と一緒に地域の子どもたちが健やかに育つ様々な活動を行い、開かれた保育園を目指します。	全園にて、それぞれの保育所を拠点とした地域の実情にあった事業展開を図る。	全園にて、それぞれの保育所を拠点とした地域の実情にあった事業展開を行なった。	保育園全園で実施を目指し、事業内容の充実を図る	児童課
			(12) 園庭開放	保育園の園庭を解放し、子どもたちが同じくらの年齢の友達と遊んだり、保護者同士で情報交換したり、子育ての悩みを相談したりできる場を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。	保育園全園(19園)で地域の未就園児の遊び場やふれあいの場として月2回園庭を開放	保育園全園(19園)で地域の未就園児の遊び場やふれあいの場として月2回園庭の開放。	保育園全園で地域の未就園児の遊び場やふれあいの場として月2回園庭を開放。	児童課
			(13) 地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターの仕組みを活用し、子育ての経験をもつ住民が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組を促進します。	事例調査研究の実施	事例調査研究の実施	それぞれの機関の仕組みを活用し、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組を促進する。	児童課

基本目標		施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課	
1 子育て支援社会の基礎をつくる	1-3 働き方の見直し	① 家庭生活や子育てにおける男女共同参画の推進	(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進	小牧市男女共同参画基本計画(ハーモニーⅡ)の推進により、男女共同参画社会の形成に取り組みます。また、男女共同参画に関する講座や子育て講座への男性の参画を促進します。	引続き親子講座を開催し、男性の子育てへの参画意識の向上に努める。	親子講座「親子でアウトドア」を開催し、男性の子育てへの参画意識の向上に努めた。年2回開催し親子14組が参加	親子講座の内容充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護への積極的な参加促進を図る。	生涯学習課	1
				みらい塾・文化教養講座・自主文化事業等、子育てに関する講座、男性に人気のある講座等を開催	みらい塾において専門課程「男女共同参画社会への提言」を開催、男性講師による男の料理教室等を開催、女性と男性の意識改革につながるきっかけづくりとしての映画を上映した。	みらい塾、公開講座等に男性が気軽に参加できる環境の整備に努める。	まなび創造館	2	
		② 働き方の見直しに対する雇用主や男性の意識啓発	(4) 育児休業制度等の普及・啓発	広報紙等を利用して、育児休業制度や介護休暇制度の啓発に努め、制度の普及・定着を事業所に働きかけます。	広報紙等を利用して、育児休業制度や介護休暇制度の啓発に努め、制度の普及・定着を事業所に働きかける。	1月23日に開催した労働講座の後援内容に「育児・介護休業取得時における各種手続き」を加えて事業所に働きかけた。	事業所へ育児休業が取りやすい環境づくり、柔軟な制度づくりへの啓発	商工課	3
		③ 企業における子育て支援への取組の促進	(1) 一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の推進及び支援	一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の実施に関する相談や、計画の取組を促進するための周知・啓発を行います。	事業主の行動計画を促進するための周知・啓発をリーフレット等で行う。	愛知県内企業の行動計画策定届(平成19年3月31日現在) 301人以上の企業 832社 届率 99.6% 300人以下の企業 152社	行動計画の周知・啓発	商工課	4
				小牧市特定事業主行動計画の推進 ・既存の諸制度の周知徹底 ・育児休業等取得しやすい環境の整備等 ・職員の働き方の見直しをはかり、仕事と子育ての両立支援等の行動計画を積極的に推進	小牧市特定事業主行動計画の推進 ・既存の諸制度の周知徹底 ・育児休業等取得しやすい環境の整備等 ・職員の働き方の見直しをはかり、仕事と子育ての両立支援等の行動計画を積極的に推進	平成17年度から21年度の5年間を第1期として、進捗状況を把握し、22年度以降の第2期行動計画を策定する	人事課	5	
				(3) 職場の理解と協力体制の強化	事業主・従業員の職場における問題に対処するため、労働問題セミナーを開催します。	事業主・従業員の職場における問題に対処するため、労働セミナーを年1回開催する。	労働講座を1月23日小牧労働センターにて開催。	労働セミナーの内容の充実を図る。	商工課
		(5) 事業所内保育所の設置促進	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所内等における保育施設の設置を促進します。	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所内等における保育施設の設置を促進する。	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所内等における保育施設の設置を促進する。	事業所内等における保育施設等の充実した環境整備の促進	児童課 商工課	7	

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課
2-1 家庭における 子育てへの支援	① 一時保育等のサービスの充実	(2) 一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園等において、保育を行います。	引続き、冠婚葬祭、保護者の傷病入院などにより緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園にて保育する。 【一時保育事業 19か所】	引続き、冠婚葬祭、保護者の傷病入院などにより緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園にて保育する。 【一時保育事業 19か所】	冠婚葬祭、保護者の傷病入院などにより緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園にて保育する。 【一時保育事業 20か所】	児童課 (保育園)
		(1) 子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育を行います。	2カ所(竜陽園、溢愛館)と受入契約 【子育て支援短期利用事業 2か所】	2カ所(竜陽園、溢愛館)と受入契約 【子育て支援短期利用事業 2か所】	乳児院、児童養護施設等の受入先を確保する。 【子育て支援短期利用事業 2か所】	児童課
		(3) 子育て支援訪問事業	助産師や保健師による家庭訪問を行い、妊娠・出産・子育てなどの相談に応じます。	広報等を事業内容を周知し、必要時に利用できるようにする。	保健師訪問：287件 助産師：179件 保健連絡員による訪問：1,376件	広報等で事業内容を周知し、必要時に利用できるようにする。	保健センター
		(4) 子育て支援つどいの広場事業	公共施設の空きスペース、商店街の空き店舗などを活用し、主に0～3歳児をもつ親と子どもが気軽に集まることができるつどいの広場を整備します。	開設に向け調査・検討を行う。	開設に向け調査・検討を行った。	市内4カ所設置を目標に取り組む。 【つどいの広場事業 4か所】	児童課
		(5) 子育て支援ちびっ子広場事業	児童センターや児童館で地域の子どもと一緒に遊び、母親の交流の場となるちびっ子広場を整備します。	引き続き児童館活動の一環としてちびっ子広場を毎週設ける。 参加者数(火、金) 延べ16585人	各館 年間79回 延べ18,759人	児童館活動の一環としてちびっ子広場事業を行う。	児童課(児童センター・児童館)
	② 子育ての負担軽減のための支援の充実	(4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に空き教室などを利用して、指導員を配置し適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。また、地域ニーズの把握に努め、必要に応じて受入人数の拡大を図っていきます。	引続き16児童クラブを開設 大城児童クラブ施設の増築	引続き16児童クラブを開設 大城児童クラブ施設の増築 加入児童数 1,213人	16児童クラブを開設 【放課後児童健全育成事業 保育環境の整備】	児童課
		(5) 保育ママ制度事業	多様な保育ニーズに対応するため、児童の養育に経験と技能を有する方(元保育士)の自宅で保育を行う保育ママ制度の実施を検討します。	制度の調査研究を行う。	制度の調査研究を行う。	実施に向けての検討を行う。	児童課
		(1) 保育園の整備	待機児童及び超過入園を解消するため、(仮称)村中保育園の新設、一色保育園園舎改築、味噌保育園園舎改築、(仮称)小牧南保育園整備など順次保育ニーズにあった施設整備に努めます。	村中保育園(定員110名)を10月に公設民営形式にて開設。一色保育園舎の改築。 【通常保育事業 定員2,450人】	村中保育園(定員110名)を10月に公設民営形式にて開設。一色保育園舎の改築に伴い仮設園舎を建設した。 【通常保育事業 定員2,450人】	味噌保育園園舎改築、小牧南地区での保育園の設置 【通常保育事業 定員2,700人】	児童課
		(2) 保育サービスの充実(延長保育、乳幼児保育、一時保育、夜間保育、病後児保育、休日保育、広域保育、障害児保育)	保育ニーズの変化に対応するため、延長保育実施園を増やすとともに、病後児保育、休日保育など、新たな保育サービスを開始します。また、健常児と集団保育の可能な障害児を積極的に受入れ、障害児保育の充実に努めます。	引続き乳児保育、延長保育、障害児保育、緊急一時保育の保育ニーズにあった保育サービスを全国にて行うとともに、村中保育園においては休日保育も実施する予定。 【延長保育事業 19か所】 【休日保育事業 1か所】 【一時保育事業 19か所】	引続き乳児保育、延長保育、障害児保育、緊急一時保育の保育ニーズにあった保育サービスを全国にて行うとともに、村中保育園においては休日保育も実施。 【延長保育事業 19か所】 【休日保育事業 1か所】 【一時保育事業 19か所】	乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育の保育ニーズにあった保育サービスを行うとともに、夜間保育、病後児保育、休日保育の実現に努める。 【延長保育事業 20か所】 【病後児保育/派遣型 年延20回】 【病後児保育/施設型 1か所】 【休日保育事業 1か所】 【一時保育事業 20か所】	児童課
		(3) 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、3歳未満児を対象に、週に2～3日程度、または午前か午後など、必要に応じた時間の特別保育を実施します。	調査・研究を行う。	調査・研究を行った。	特定保育の実現に努める。 【特定保育事業 1か所】	児童課

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課
2 すべての子育て家庭をささえる	2-3 児童虐待防止体制の充実	① 児童虐待防止対策の充実	(1) 要保護児童対策地域協議会	児童問題連絡調整会議を児童福祉法の改正に基づきH17.11に要保護児童対策地域協議会に組織再編した。地域協議会は年2回、実務者会議は毎月1回開催、ケース検討会議は必要に応じて開催し、児童虐待など要保護児童の迅速な対応を図る。	児童問題連絡調整会議を児童福祉法の改正に基づきH17.11に要保護児童対策地域協議会に組織再編した。地域協議会は年2回、実務者会議は毎月1回開催、ケース検討会議は必要に応じて開催し、児童虐待など要保護児童の迅速な対応をした。	各機関のもっている情報を交換、共有する実務者会議を定期的開催する。	児童課
				毎月1回開催される要保護児童対策協議会実務者会議に生活保護等の実施機関として参画、情報交換、ケースによっては保護の実施を行う。	保護の実施機関として、毎月開催される要保護児童対策協議会実務者会議に参画し、情報交換等を行った。	毎月開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議に生活保護等の実施機関として参画、情報交換、ケースによっては保護の実施を行う。	福祉課
				各機関のもっている情報を交換、共有する実務者会議に定期的参画する。	12回/年実施	各機関のもっている情報を交換、共有する実務者会議に定期的参画する。	保健センター
				対応に当たっては、必要に応じ学校と連携調整を図りながら行う。	要保護児童対策地域協議会に参加した。	各機関のもっている情報を交換、共有する実務者会議に定期的参画する。	学校教育課
		(2) 児童虐待防止相談員の設置及び相談体制の充実	児童福祉法の一部改正により、児童問題の一次的相談窓口は市町村が行うことになるため、平成17年4月より児童虐待防止相談員を配置します。	児童虐待防止相談員の勤務日数を増やすなど相談体制の充実を図る。	児童虐待防止相談員の勤務日数を増やすなど相談体制の充実を図った。	児童虐待案件に即応できる相談業務の充実を図る。	児童課
				(4) 児童虐待防止のための早期発見・早期対応	各関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応につなげます。	H17に設置した要保護児童対策地域協議会を年2回、実務者会議を毎月1回、ケース検討会議は必要に応じて開催し、要保護児童に関する情報を関係機関で共有し、迅速な対応を行う。	H17に設置した要保護児童対策地域協議会を年2回、実務者会議を毎月1回、ケース検討会議は必要に応じて開催し、要保護児童に関する情報を関係機関で共有し、迅速な対応をした。 検討件数592件
		毎月1回開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議に生活保護の実施機関、女性の一時保護の窓口として参画、情報交換を行うとともに、ケースによっては保護の実施などを行う。	生活保護の実施機関、女性の一時保護の窓口担当として要保護児童対策地域協議会実務者会議に参画し、情報交換や保護の実施等を行った。			開催される児童問題連絡調整会議に生活保護の実施機関、女性の一時保護の窓口として参画、情報交換を行うとともに、ケースによっては保護の実施などを行う。	福祉課
		乳幼児健診にて、ハイリスク家庭への支援、未受診者に受診勧奨	未受診を受診勧奨した家族 59件			乳幼児健診にて、ハイリスク家庭への支援、未受診者に受診勧奨	保健センター
		要保護児童対策地域協議会の参集機関がもっている情報を共有し、学校からの相談に対応する。	児童問題関係機関連絡調整会議の参集機関がもっている情報を共有し、それぞれの立場で対応した。			要保護児童対策地域協議会の参集機関がもっている情報を共有し、学校からの相談に対応する。	学校教育課
		② 保護支援体制の充実	(3) 虐待家族のフォローケア事業	虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会で対応していきます。	虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会などを通じて対応していく。	虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会などを通じて対応した。	要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に家庭再統合にむけ、情報を共有、調整し、各機関の立場で即応できる体制を整える。

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課
2-4 社会的支援を要する家庭への支援	① 障害児の親の子育てへの支援	(2) 放課後児童クラブにおける障害児の受入推進	障害児の受け入れに必要な指導員の確保など、必要に応じた受入体制の整備を進めます。	障害者自立支援法の精神に基づき、障害児の受け入れに必要な指導員を加配、必要に応じた受入体制の整備を図る。	障害者自立支援法の精神に基づき、障害児の受け入れに必要な指導員を加配、必要に応じた受入体制の整備を図った。 児童クラブ受入れ児童 3人	障害に応じた受入れを行う。障害の程度によって指導員を加配。	児童課
		(9) 重度心身障害児ホームヘルパー派遣事業	重度の障害等のため、居宅において日常生活を営むのに支障のある障害児の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や介護などのサービスを行います。	障害者自立支援法の中で障害者の能力、適正に応じ、自立した日常生活を送るような生活ニーズの充実	障害者自立支援法の中で生活ニーズに応じた支援を実施した。	自立支援法における内容と対応の充実を図る。	福祉課
		(10) 障害に応じた保育・療育機会の充実	一人ひとりの障害の程度にあった保育、療育の機会が得られるように、きめ細かな対応に努めます。	保育園において障害に応じた障害児の受入を行う。	・保育園において障害に応じた障害児の受入を行った。 ・入学前の就学相談、こどもこころの相談室の事業として第一幼稚園で事例検討会を実施。 ・発達障害の支援のあり方部会の開催	保育園において障害に応じた障害児の受入を行う。	児童課 (学校教育課) (福祉課)
	② 障害児施設の整備、拡充	(8) 障害児デイサービス事業の充実	心身に障害のある児童に生活訓練などを行います。	介護給付支援の充実を図るため、現状調査を行う。	生涯福祉計画において、必要な支給量見込みを作成した。	授産施設での併設を検討する。	福祉課
				あさひ学園(就学前)の施設計画を検討	あさひ学園の施設整備を行うため、実施設計を行った。	あさひ学園の充実を図る。	福祉課
	④ ひとり親(母または父)家庭の子育てへの支援	(1) 母子家庭等の自立支援(母子自立支援員の配置)	母子家庭の様々な悩みごと(生活上の問題、子どものこと等)の相談相手となり、問題解決のために必要な助言・指導を行います。	引続き1名配置	引続き1名設置	母子相談員を設置、相談業務の充実に努める。	児童課
		(3) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	自立支援の相談に応じた母子家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座等を受講した場合、その教育訓練終了後、受講料に対し給付金を助成します。	訓練給付金 2件(最高限度額200千円)(予算)を予定	訓練給付金 医療事務1件 52,000円 ホームヘルパー3件 101,699円 CADオペレーター1件 97,760円 を給付。	国の制度に従い、実施	児童課
		(4) 区市遺児手当の支給	父又は母のいない児童を養育している保護者に遺児手当を支給します。	市遺児手当 対象児童数1,856人(予算)を予定	世帯数 1,209世帯 児童数 1,913人	県の制度に従い、実施	児童課
		(5) 児童扶養手当の支給	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を進めるため、当該児童について児童扶養手当を支給します。	対象児童数1,513人(予算)を予定	世帯数 1,097世帯 児童数 1,549人	国の制度に従い、実施	児童課
		(6) ひとり親家庭の子育て支援	ひとり親家庭が利用できる各種制度の周知や情報提供に努めます。	広報等を通じて、機会がある度に各種制度の周知や情報提供に努める。	広報等を通じて、機会がある度に各種制度の周知や情報提供に努めた。	広報等を通じて、各種制度の周知や情報提供に努める。	児童課
		(7) 母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭の生活安定を図ります。	生活援助 5世帯(予算) 子育て支援 5世帯(予算)を予定	生活援助 2世帯 53.5時間の利用。	国の制度に従い、実施	児童課
		① 相談・支援体制の充実	(1) 育児相談	保健センター、児童館において、育児に関する相談を行い、育児不安の軽減に努めます。	子育て支援センターを中心に育児相談業務を行う。	子育て支援センターを中心に育児相談業務を行った。	子育て支援センターを中心に育児相談業務を行う。
	(2) 育児相談専用電話こまねっと		各保育園、保健センターにおいて、子育てに関する身近な相談窓口として電話相談を設置し、育児不安の軽減に努めます。	広報等で事業内容を周知し、必要時に利用できるようにする。	広報等で事業内容を周知し、必要時に利用できるようにした。	広報等で事業内容を周知し、子育てに悩みについて相談窓口として電話相談を設置し、育児不安の軽減に努める。	児童課
	(3) ヤングテレフォン相談事業		青少年自身の悩みや子どもをもつ保護者の悩みについて一緒に考える電話相談を設置します。	青少年自身の悩みや子どもをもつ保護者の悩みについて一緒に考える電話相談について県が行う電話相談の実施状況などとの調整を図りながら検討する。	青少年自身の悩みや子どもをもつ保護者の悩みについて一緒に考える電話相談について県が行う電話相談の実施状況などとの調整を図りながら検討した。	青少年自身の悩みや子どもをもつ保護者の悩みについて一緒に考える電話相談について県が行う電話相談の実施状況などとの調整を図りながら検討する。	児童課
	(4) 家庭児童相談		ふれあいセンターにおいて、家庭における児童問題や家族の相談に応じ、適切な助言、指導を行います。	ふれあいセンターにて開設 相談日月～金 10:00～15:00	ふれあいセンターにて開設 相談日月～金 10:00～15:00 相談件数 1,360件	相談業務の充実に努める。	児童課
	(5) 母子相談		ふれあいセンターにおいて、母子家庭の経済的自立支援についての相談に応じ、適切な助言、指導を行います。	ふれあいセンター(月・水)10:00～15:00 児童課(火、木、金)にて開設	ふれあいセンター(月・水)10:00～15:00、 児童課(火、木、金) 相談件数 810件 527人	相談業務の充実に努める。	児童課
	(6) 児童委員・主任児童委員活動の充実		関係機関と連携し、地域に密着した子どもや子育て家庭に対する支援を行います。	引続き地区民生委員協議会等に出席し、児童福祉事業への理解、協力をお願いする。	各地区の民生・児童委員協議会等に出席し、児童福祉事業への理解、協力をお願いした。	地区民生委員協議会等に出席し、児童福祉事業への理解、協力をお願いする。	児童課 福祉課
	2-5 多様な相談・支援体制の充実	② 情報提供体制の充実					

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課		
3 子どもの豊かな人間性を はぐくむ	3-1 教育・学習による子どもの成長への支援	① 家庭教育の充実への支援	(1) 児童課、教育委員会連絡会議	児童課と教育委員会において、いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び意見交換を行います。	引続き連絡会議を継続し、情報交換・連絡調整を密にする。	連絡会議を開催し、情報交換・連絡調整を行った。	児童福祉に関する諸問題に対応していくため、連絡会議を中心に庁内の組織化を図る。	児童課 生涯学習課 学校教育課	1
			(2) 親子講座及びこども講座の開催	親子のふれあいやこどもの社会性が育まれるよう自然を活用した体験や様々な学びの機会を提供します。	引続き親子でアウトドアなど親子で楽しめる講座を実施するほか、おもしろ発見隊に替わるジュニアセミナーを19講座開設し、自然体験や学習体験などの機会を提供する。	親子で行うジャガイモ作りやわくわく魚とりなどの自然体験、またジュニアセミナーとして、自然体験や学習体験などの機会を提供した。通年で開催し、前期17講座、後期18講座、延べ626人が参加。	自分の将来やボランティア活動に結びつくような内容の親子・こども講座を総合的に実施する。	生涯学習課	2
			(3) 家庭教育推進事業	家庭教育の一層の充実を図るため、全ての児童生徒や保護者を対象に、さらに子育てについて学ぶ場と機会をもつ、家庭教育推進事業を推進します。	引続きPTA活動事業として全小・中学校で実施し、情報交換会で親どうしの交流を促しながら内容の充実に努める。	PTA活動事業として全小・中学校で実施し、情報交換会で親どうしの交流を促しながら内容の充実に努めた。	市内全小・中学校で実施するとともに、家庭・学校・地域のネットワーク化を図りながら、家庭教育の一層の推進を図る。	生涯学習課	3
			(4) 子育てちえ袋の配布	子育て情報誌「子育てちえ袋」を保健連絡員による訪問配布、4か月健診時に配布するほか、市民センター、生涯学習課等でも配布します。	引続き乳幼児健診時や保健連絡員が赤ちゃん訪問時に配布、また市内公共施設の窓口でも配布し、若い親たちの子育てに役立ててもらおう。	乳幼児健診時や保健連絡員が赤ちゃん訪問時に配布、また市内公共施設の窓口でも配布し、若い親たちの子育てに役立ててもらった。	必要に応じ、子どもの成長にあわせた内容で「子育てちえ袋」を発刊できるよう検討する。	生涯学習課 保健センター	4
			(10) 自然を大切にしたい体験学習の推進	自然を大切にしたい体験学習を取り入れ、児童生徒の豊かな心の育成をめざします。	じゃがいも作り、もち米作り等をし、農業体験を実施する。	じゃがいも作り、もち米作りなどの農業体験を観察や学習をとりいれながら行った。じゃがいも作りに親子71組、もち米づくりに23名が参加。	自然を大切にしたい体験学習を取り入れ、児童生徒の豊かな心の育成をめざす。	生涯学習課	5
			(11) まちづくり学習の推進	生涯学習のまちづくり出前講座を活用し、小牧市への愛着や、将来のまちづくりへの参加意欲を高められる学習を充実します。	こども交流事業を幼児から高齢者までが交流を深め、ふれあうことを目的とし地域3あい事業に替えて、出前講座等を活用し市内52地区で学習活動の推進を図る。	幼児から高齢者までが交流を深め、ふれあうことを目的とする地域3あい事業において、出前講座等を活用し市内50地区で学習活動の推進を図った。	各種講座や出前講座メニュー等の内容を充実させ、市内全域での地域ぐるみのまちづくり学習活動の推進を図る。	生涯学習課	6
			(14) 子育てや家庭教育について学ぶ機会の提供	家庭教育推進事業や「子育てちえ袋」の配布など、子育てや家庭教育について学ぶ機会の充実に努めます。	保育園での幼児期家庭教育学級で子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。	保育園での幼児期家庭教育学級で子育てや家庭教育に関する学習機会を提供した。	保育園での幼児期家庭教育学級で子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。	児童課 生涯学習課	7
					引続き情報交換会を開催し、内容の充実に努め継続実施する。	引続き情報交換会を開催し、内容の充実に努めた。	子育てネットワーク等との協力を得て、内容の充実に努める。	生涯学習課	8
			(15) 親子の対話の促進	「家庭の日(毎月第3日曜日)」の普及を図ることにより、互いの気持ちや考えを理解し、心を通わせる親子の対話を促進します。	引続き農業体験事業や親子講座の開催及び「親子のきずな」手紙募集を行い、親子のふれあいを深める。	農業体験事業や親子講座を開催するとともに「家庭の日」ポスターを募集するなど啓発に努めた。	自然とのふれあい体験事業などを実施することにより、心を通わせる親子の対話を促進する。	生涯学習課 学校教育課	9
			(17) 公民館における中・高校生などへの勉強場所の支援	中・高校生等の夏休みなど学校長期休業期間に公民館の空き部屋を開放し、自宅学習を補完する支援を行う。	公民館、中部公民館、東部市民センター・味岡市民センター・北里市民センターの空き部屋のうち学習に適した部屋のうち1室午前午後を通し開放する。	夏休み 852名 冬休み 84名 春休み 40名 合計 976名	公民館施設の学習に適した空き部屋を開放し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	10
	② 幼児教育の充実	(6) 幼保一元化の推進	保育園と幼稚園が同じ敷地内で連携して就学前教育や保育を行う幼保一元化について検討します。	幼保一元化を視野にいれ、検討	認定こども園(幼保一体化)研修会に参加した。	幼保一元化を視野にいれ、検討	児童課 学校教育課	11	
		(8) 幼児教育の充実	高齢者との交流機会や動植物の飼育、栽培機会などを通し、人や自然とのふれあいを大切にしたい道徳性の芽生えを育むなど、幼児教育の充実を図ります。	幼・保・小中学校の一層の交流を実施する。	幼年期教育推進会議を開催した。	各小学校単位での幼・保・小中の連携活動の充実	学校教育課	12	
		(16) 幼児期家庭教育学級事業	3歳児を第1子にもつ親を対象に、わが子のよりよい成長と健やかな心を育むため、親としての心構えや幼児の心理について学ぶことを目的に開設され、講演会、座談会のほか、レクリエーションを取り入れるなど、親子がふれあいながら学習できる学級づくりに努めます。	引続き29学級で実施し、情報交換と健全な家庭づくりの場となるよう内容の充実に努める。	29学級で実施し、情報交換と健全な家庭づくりの場となるよう内容の充実に努めた。	市内全小・中学校で実施するとともに、家庭・学校・地域のネットワーク化を図りながら、家庭教育の一層の推進を図る。	生涯学習課	13	
	③ 学校教育の充実	(5) 特色ある学校づくりへの取組	各小中学校が創意工夫し、地域の特性や人材を活かした特色ある教育活動を推進します。	予算を拡充し、引続き特色ある学校づくりの充実に努める。	全25小中学校で実施 補助金総額(25校)分 25,000千円	特色ある学校づくりの一層の推進	学校教育課	14	
		(9) 生きる力の育成	児童生徒の生きる力を育む学校教育を推進します。	引続き各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動を実施していく。	ゆとりとふれあいの中で各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動を実施し、児童生徒の生きる力の育成に取り組んだ。	各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動を実施していく。	学校教育課	15	
		(12) 学校の施設開放	スポーツ活動及び青少年の健全育成の実践の場として、児童、生徒その他一般市民に対し、学校施設の一部を開放します。	市民総スポーツ化を目指してスポーツ振興会や競技団体の活動の場として、またジュニア育成事業に市内公立校の体育施設を広く市民に開放していく。	市民総スポーツ化を目指してスポーツ振興会や競技団体の活動の場として、またジュニア育成事業に市内公立校の体育施設を広く市民に開放した。	市民総スポーツ化を目指してスポーツ振興会や競技団体の活動の場として、またジュニア育成事業に市内公立校の体育施設を広く市民に開放	庶務課 体育課	16	
		(13) 思いやりある心豊かな子どもの教育	思いやりある心豊かな人間性を育む道徳教育の充実を図ります。	積極的に体験活動や実践を取り入れた授業を行っていく。	子ども達の心に訴え、自らに問いかけることのできる指導法を工夫したり、積極的に体験活動や実践を取り入れた授業を行った。 児童館職場体験 中学生3人	体験活動や実践を取り入れた授業を行う。	学校教育課	17	

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課	
3 子どもの豊かな人間性を はぐくむ	3-2 地域における 交流等の充実	① 地域活動等への参加促進	(1) 地域3あい事業	地区の会館を利用し、世代を超え子どもを交えた活動に対し助成を行います。	52地区を予定して、事業内容の周知や地域への浸透を図り、小・中学生が積極的に参画できるよう支援する。	市内50地区で、幼児から高齢者にいたる地域の人々が活動に参加。小・中学生も積極的に参画できるよう支援した。	より多くの地域での実施を目指す。	生涯学習課
			(2) 各中学校区青少年健全育成会活動の活性化	青少年の非行防止を図り、健全育成を図るための活動を支援します。	引続き活動の支援を継続し、小学生・中学生が積極的に参加できるよう指導を行なう。	市内9中学校区において、小・中学校と地域のふれあい活動や地域活動への小中学生の参加を奨励し、それらの活動の定例化を促進した。	活動の支援を継続し、小学生・中学生が積極的に参加できるよう指導を行なう。	少年センター
			(4) 各種団体活動への参加促進	芸術・文化・スポーツなどの各種団体活動への子どもの参加を促進します。	引続き各地区の地域3あい事業において子どもが企画運営する事業を取り入れてもらうよう指導する。	各地区の地域3あい事業において子どもが企画運営する事業を取り入れてもらうよう指導した。	地域3あい事業に子どもが企画運営する事業を積極的に取り入れてもらう。	生涯学習課
			(7) 異世代交流等の促進	運動会での地域住民や高齢者との競技、ゲストティーチャーや学校支援ボランティアなどを招いた授業などを通し、異世代交流の促進を図ります。	発表会、運動会など保育園行事に積極的に地域の老人に参加を呼びかけ、保育園児との交流を図る。	発表会、運動会など保育園行事に積極的に地域の老人に参加を呼びかけ、保育園児との交流を行なった。	地域の老人に呼びかけ保育園で敬老会などを開催するなど地域の異世代との交流を実施する。	児童課
				異世代交流の促進を図るため、地域3あい事業を52地域で行なう。	異世代交流の促進を図るため、地域3あい事業を50地域で行なった。	異世代交流の促進を図るため、より多くの地域で地域3あい事業を進める。	生涯学習課	
			(6) こどもエコクラブの育成	幼児から高校生までの子どもが行う環境学習や、環境保全活動を奨励し、こどもエコクラブに登録している団体活動に対し支援を行う。	小学校8校にこどもエコクラブを設置。その活動に対し、人的、会場提供等の支援を行う。	小学校3校をはじめ、保育園、子ども会、家族など11団体497人の加入があった。その活動に対し情報発信等を行った。	幼稚園・保育園・小中学校を中心にPRを行い、市内で25団体、650人の加入をめざす。またその活動に対し、会場提供などの支援や情報発信を積極的に行う。	学校教育課 環境政策課 児童課
			(9) 地域行事の発掘・創造と参加促進	地域の歴史や文化・芸術に触れる学習機会をより一層充実します。	引続き地域3あい事業で地域文化にふれる学習機会となるよう指導を行う。	地域3あい事業で地域文化にふれる学習機会となるよう指導を行った。	地域3あい事業内容の充実を図る。	生涯学習課
		② 地域での体験活動等の機会の充実	(10) 地域における教育・文化の振興	学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実します。	①事業内容の周知を図る(歴史館の入館料、土日祝日小中学生免除) ②遺跡の発掘調査の体験 ③篠岡地区の文化財を紹介する ④ジュニアの文化クラブの結成に向けた育成指導を継続する	①事業内容の周知を行なった(歴史館の入館料、土日祝日小中学生免除(実績:4,105人入館)) ③篠岡地区の文化財を紹介した11月11日 大城小学校 文化財愛護のつどい・クイズラリー・オリエンテーリング 160名参加 ④ジュニアの文化クラブの結成に向けた育成指導を継続させた 実績:2クラブ育成指導	①史跡小牧山の整備計画を充実させる(歴史館入場者の増加を図る) ②③④事業実績の評価と検証を実施し、事業内容の充実を図る。	文化振興課
			(11) 図書館の利用促進	子どもの本講座、本の読み聞かせ、折り紙、絵本の展示など、親子を対象とした子ども読書活動の促進を図ります。	小牧市こども読書活動推進計画に沿った具体的事項として 1 継続事業 ①こども読書活動に沿った幼児、低学年、親子向けの講座の開設 ②図書館ボランティアを対象とした子どもの本の選び方、読み聞かせ方の講座 ③4ヶ月児健診時、赤ちゃんを対象とした絵本の読み聞かせと絵本のプレゼント事業の継続 ④幼稚園、保育園、小学校を含めた施設巡回配本事業の充実 2 新規事業 ⑤学校図書館支援事業 市内小中学校25校の学校図書館に対し人的支援を実施する。	ブックスタート事業 1,583人 子どもの本の講座 3回 105人 工作・折紙・映画会等 37回 1,124人 本の読み聞かせ 259回 3,095人 ボランティア養成講座 3回 125人 施設配本事業 43団体 17,751冊 出前読み聞かせ(小学校・幼稚園・保育園) 10回 学校図書館支援活動 臨時職員5人を学校図書館へ派遣	小牧市こども読書活動推進計画は、平成18年から22年までを計画期間とする。	図書館
			(3) 子ども会活動の活発化	子ども会活動を活性化するため、子ども会連絡協議会及び地域子ども会活動を支援します。	子ども会連絡協議会の活動の活性化を図るため、同協議会に助成する。	子ども会連絡協議会の活動の活性化を図るため、同協議会に助成した。 市子連86,000円、単位子ども会975,000円	子ども会活動の活性化に取り組む。	児童課
			(5) 自主的な地域活動の支援	子ども会など、多様な地域活動、ボランティア活動等への子どもの参加を支援します。	地域3あい事業等へ引続き子ども会、ボーイスカウトなど子どもの参加を促進する。	子ども会、ボーイスカウト、地域3あい事業等への子どもの参加を促進した。	地域において様々な体験ができる活動機会の充実を図る。	生涯学習課
			(8) 民間指導者の積極的活用	スポーツ指導等において、民間指導者を積極的に活用していきます。	引続き出前講座等で活用できるよう、民間指導者の発掘に努める。	出前講座等で活用できるよう、民間指導者の発掘に努めた。	民間指導者登録を行い、積極的に活用する。	生涯学習課
			(12) 学校地域コーディネーター設置事業	学校・家庭・地域の総合的な教育力を図り、学校と地域による地域の教育環境づくりや地域における諸活動の活性化を図るため、地域の実情に合ったPTAのOBなどからコーディネーターを選任、設置します。	引続き9中学校区に学校地域コーディネーターを選任し、学校と地域による教育環境づくりや諸活動の活性化を図る。	9中学校区に学校地域コーディネーターを選任し、学校と地域による教育環境づくりや諸活動の活性化を図った。	中学校区に学校地域コーディネーターを選任し、学校と地域による教育環境づくりや諸活動の活性化を図る。小学校をどのようにするか検討する。	生涯学習課

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課	
3 子どもの豊かな人間性を はぐくむ	3-3 魅力ある遊び 場環境の整備	② 児童館活動	(2) 児童館の整備、児童館活動の充実	小牧西中学校区の西部児童館をはじめ、市内各中学校区に1館の割合での整備に取り組みます。また、児童館で実施する各種イベントなどの充実などにより、児童館活動を活性化させ、地域の遊びの拠点としての機能を強化します。	応時中学校区にコミュニティセンターと児童館との複合施設の施設計画を検討する。また大城地区に(仮称)大城児童館の建設計画を検討する。	応時中学校区にコミュニティセンターと児童館(南児童館)との複合施設の実施設設計を行った。また(仮称)大城児童館は建設のための造成工事、建設の実施設設計を行った。 7児童館利用者数 個人利用者 154,744人 団体利用者 94,047人	中学校区に1館の割合で児童館を整備する。	児童課
		③ 子どもの年齢に応じた居場所の確保	(1) 地域3あい事業 (3) 公園、広場等の整備・充実	地区の会館を利用し、世代を超え子どもを交えた活動に対し助成を行います。 子どもや親子連れが安全、快適に利用できるように、児童遊園などの維持、整備に努めます。	52地区を予定して、事業内容の周知や地域への浸透を図り、小・中学生が積極的に参画できるよう支援。 市内83箇所の児童遊園を中心に、地元の協力を得ながら、子どもや親子連れが安全で、快適な遊びやすい環境づくりに努める。	50地区で実施し、小・中学生が積極的に参画できるよう支援した。 民生委員に常時児童が安全に使用できるように管理を委託した。(児童遊園83箇所) 遊具等の維持修繕 87件 剪定 年1回、消毒 3回	より多くの地域での実施を目指す。 遊びやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 都市整備課
		① 親となるための意識づくり	(1) 保健連絡員による赤ちゃん訪問 (3) パパママ教室(妊婦教室)	地域での「頼れる近所のおばさん」として、保育をスタートしたばかりの世帯を訪問し、親子の成長を見守るとともに、専門的支援・継続的支援が必要な家庭に対し、保健センター事業へとつなげます。 安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように、また、生活習慣を見直し家族が心身ともに健康な生活を営んでいくことができるよう支援するとともに、家族と一緒に子育てをする気持ちづくりや親同士の交流も行います。	訪問活動で培った親子に対する意識を基に子どもにより影響を与えられる連絡員として活動できるよう支援。 広報等で事業内容を周知し、利用参加者の拡大を図る。	対象1,490件中 訪問1,067件 (外国人を除く) 71.6% 偶数月6回/年開催 妊婦77人 夫15人の参加 日曜パパママ3回/年開催 妊婦103人 夫99人の参加	訪問活動で培った親子に対する意識を基に地域の親子により影響を与えられる連絡員として活動できるよう支援する。 広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図る。	保健センター 保健センター
	3-4 次代の親としての成長への 支援	② 親となるための学習機会の充実	(2) 生と性のカリキュラムに基づく実践活動	いのちを大切に、生きる力をもつ子どもが育つように、保護者、地域、行政関係者が連携し、継続的にかかわることができるカリキュラムに基づき実践します。	作成したカリキュラムを推進 生と性のカリキュラム実践活動に参画する。	親の学習: 177人 子の学習: 388人 推進部会に参加した。 6回実施	親・地域・学校がカリキュラムに基づき実践 生と性のカリキュラム実践活動に参画する。	保健センター 学校教育課(児童課)
			(4) 中・高校生ふれあい体験事業(赤ちゃん、幼児、高齢者) (5) 若年者の子育て意識の醸成	総合的な学習の時間や職場体験などにより、保健センターや保育園・幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を提供し、親となるための学習機会を提供します。 保健・福祉の体験学習など、若いうちから子育てに関する学習機会を提供することにより、結婚や子育てに対する意識の醸成を図ります。	引続き、中・高校生からの職場体験の要請があれば、積極的にその機会を提供。 子育て支援意識の醸成に向け、啓発方法等検討。	・中学校9校において職場体験を実施。教育委員会を介し各職場に依頼した。 ・児童館 中学生5人実施	中・高校生からの職場体験の要請があれば、積極的にその機会を提供する。 子育て支援意識の醸成に向け、啓発方法等検討する。	児童課(生涯学習課)(学校教育課) 児童課
		① 子どもの相談を受ける場の充実	(1) いじめ不登校対策会議	教育委員会、少年センター、家庭児童相談室などの関係機関の情報交換により、いじめ、不登校等の児童生徒の問題改善に向けて協議を行います。	いじめ、不登校生案件について2ヶ月に1回、また必要に応じ情報交換、その対応について協議。	年間6回開催 関係機関の担当者が集まり、いじめ・不登校の事例について情報交換及び対応を協議した。	いじめ、不登校生案件について定期的に、また必要に応じ、情報交換、その対応について協議する。	児童課 学校教育課
			(2) 少年相談	少年に係る非行問題、不登校、しつけなどに関する相談に応じます	引続き少年センターを中心に少年に係る非行問題、不登校、しつけなどに関する相談に応じる。	小・中学生向けにもEメール相談を広報し、電話・メールなどによる少年自身からの相談にも応ずる体制を整えた。 相談件数: 164件、Eメール22件、フリーダイヤル118件、来訪24件。	少年に係る非行問題、不登校、しつけなどに関する相談に的確に対応できるよう相談業務のネットワーク化を図る。	少年センター
			(3) 心の教育の充実	児童生徒の心の教育を進めるため、道徳教育やボランティア活動、交流授業などの充実を図ります。	ボランティア活動等、体験に基づいた道徳教育の充実を図った。	各小中学校の計画により、体験活動を実施したり、それを基にした道徳の授業を実践した。	ボランティア活動等、体験に基づいた道徳教育の充実	学校教育課
	(4) 適応指導教室の充実		不登校児童生徒の心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心、社会性の育成により、通常の学級集団への復帰をめざします。	指導内容の充実と学校復帰者の増加を図った。	12名の児童生徒が在籍 学校復帰2名、部分登校1名	指導内容の充実と学校復帰者の増加	学校教育課	
	3-5 子ども自身の 声を聞く相談の 充実	② 心の問題への対応の強化	(5) 「フレッシュフレンド」制度の普及	家に引きこもってしまった児童生徒等の家庭に、カウンセラーや不登校訪問指導員等を派遣し、児童生徒とのふれあいを通して、対人関係の改善や社会性の向上を図ります。	派遣時の指導内容の充実を図った。	不登校児童生徒訪問指導員活動と併せ、2ケース35回の家庭訪問を行った。	派遣時の指導内容の充実	学校教育課
			(8) 心の教室相談員の充実	いじめ・不登校・家庭環境等により心の問題を抱える児童、生徒へのケアを行うため、身近な相談相手として心の教室相談員を配置しています。	中学校9校に配置、週20時間勤務	9校に配置された11人の心の教室相談員による合計相談件数は年間通じて6,887件に上るなど、児童生徒の心の悩みの解消のために大きな役割を果たした。また、保護者からの面接相談件数も102件となり、子育て家庭の支援に役立った。	相談・指導内容の充実	学校教育課
		(6) 学校カウンセラーの活用	いじめ・不登校等の問題に専門的な知識・技能をもった学校カウンセラーが市内の各小中学校を巡回し、心に悩みを持つ児童生徒や保護者、不登校児童生徒の指導に悩む教員等の相談に応じます。	いじめ・不登校等の問題に専門的な知識・技能をもった学校カウンセラーが市内の各小中学校を巡回し、心に悩みを持つ児童生徒や保護者、不登校児童生徒の指導に悩む教員等の相談に応じます。	県8名、市4名の配置と有効活用をした。	県8名、市4名の配置した。 中学校は月4回、小学校は月2回程度の訪問	各校1名の配置と有効活用	学校教育課

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課
		(7) 非行・暴力行為対策の強化	心の教育や道徳教育の充実を図るとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を密にすることにより、児童生徒の非行や暴力行為の抑制・減少を図ります。	関係機関会議の定例開催	生徒指導関係機関会議を年間5回開催 関係機関の担当者が集まり、非行・問題行動の事例について情報交換したり対応を協議した。	関係機関会議の定例開催	学校教育課

17

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課	
4 親子の健康づくりをさせる	4-1 健やかな子どもを生み育てることができる環境の整備	① 妊娠、出産、育児期の健康づくり	(1) 保健連絡員による赤ちゃん訪問	地域での「頼れる近所のおばさん」として、保育をスタートしたばかりの世帯を訪問し、親子の成長を見守るとともに、専門的支援・継続的支援が必要な家庭に対し、保健センター事業へとつなげます。	訪問により、必要時に保健センター事業が利用できるよう紹介	対象1,490件中 訪問1,067件 (外国人を除く) 71.6%	訪問により、地域で安心して子育てができ、必要時に保健センター事業が利用できるよう紹介	保健センター
			(2) 乳幼児健診 (4か月・1歳6か月・3歳児健診)	乳幼児の心とからだの成長・発達を、親と確認し、親のかかえている問題解決に向け支援します。また、疾病の早期発見を図ります。	受診率の向上	受診者(受診率) 4か月: 1,565人 (99.1%) 1歳6か月: 1,335人 (93.3%) 3歳児: 1,390人 (89.9%)	受診率の向上	保健センター
			(3) 歯科健康診査 (1歳6か月・2歳3か月・3歳児健診)	う歯の状況を把握し、適切な指導を行うとともに、歯科疾患予防のための正しい生活習慣についても指導を行います。	受診率の向上	受診者(受診率) 1歳6か月: 1,335人 (93.3%) 2歳3か月: 1,268人 (83.1%) 3歳児: 1,390人 (89.9%)	受診率の向上	保健センター
			(4) 妊婦歯科健診	妊婦に対し、妊娠中の食生活や生活リズム、母体の変化が口腔内に及ぼす影響について学習する場を設け、歯科疾患の早期発見、早期予防を図ります。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図る。	12回/年実施 210人	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上	保健センター
			(5) 産婦歯科健診	母親の口腔環境が子どもに影響を及ぼすと考えられていることから、母親が口腔内の状況を知り、歯科疾患の早期発見、早期予防を図ります。	受診率の向上を図った。	48回/年実施 1,421人	受診率の向上	保健センター
			(6) 乳幼児発達相談	精神・運動発達に不安をもつ親子に対して発達を確認して生活指導を行うことで、発達を獲得していく支援をします。	継続実施し、さらに充実させる。	乳幼児発達相談: 90回/年200件 運動発達相談: 12回/年56件	必要時に相談を利用できるよう相談体制を充実させる。	保健センター
			(7) 母乳相談	母親が母乳育児をすすめる上で出てくる問題点や疑問点に対して、気軽に相談ができる場であり、母と子が安定した生活を送ることができるよう支援します。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図った。	母乳相談: 90回/年200人 母乳電話相談: 855人	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上	保健センター
			(8) 離乳食教室	各時期に応じた適切な離乳食ができるように、離乳食の順調な摂り方やバランスのよい食品の摂り方など、具体的な助言、指導を行います。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図った。(初期・後期として実施)	前期: ごっくん教室12回/年 214組 後期: かみかみ教室12回/年 153組	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上	保健センター
			(9) 助産師による妊産婦・乳児訪問	出産後2か月くらいまでの不安の強い時期に希望者宅に訪問し育児不安の軽減を図ります。また、母乳育児を推進し、母と子が安定した生活を送ることができるよう支援します。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図った。	助産師訪問 乳幼児 181人、産婦 179人	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上	保健センター
			(10) 保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問	保健師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、子育ての不安の軽減を図ります。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図った。	保健師訪問: 287件 栄養士: 0件 歯科衛生士: 0件	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上	保健センター
			(11) パパママ教室 (妊婦教室)	安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように、また、生活習慣を見直し家族が心身ともに健康な生活を営んでいくことができるよう支援するとともに、家族と一緒に子育てをする気持ちづくりや親同士の交流も行います。	広報等で事業内容を周知し、利用者の向上を図った。	偶数月6回/年開催 妊婦77人夫15人の参加 日曜パパママ 3回/年開催 妊婦103人夫99人の参加	継続実施	保健センター
			(12) 乳幼児健康診査事後検診・相談	健康診査後、必要に応じて経過を親と確認できる検診や相談を行います。	継続実施	受診者(受診率) 4か月: 1,565人 (99.1%) 1歳6か月: 1,335人 (93.3%) 3歳児: 1,390人 (89.9%)	継続実施	保健センター
			(13) 乳幼児予防接種	適切な時期に予防接種ができるように支援を行い、伝染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	接種率の向上	接種率: ポリオ2回終了 (94.5%) 二種三種混合1期初回 (90.4%) 1期追加 (86.7%) MR第I期 (80.8%) 第II期 (83.5%) BCG (98.9%)	接種率の向上	保健センター
			(14) マタニティキーホルダーの配布	妊娠中であると周囲に気づきにくい時期に「マタニティキーホルダー」をかばんに等につけて外出することで、周囲の人に妊娠中であることを知らせることができ、公共交通機関で優先席を利用しやすしたり、周囲でタバコを吸わない等の配慮を促すことで、妊婦に優しい地域づくりをすすめます。	—————	19年1月より配布 (保健センター、篠岡・味岡・北里支所の4か所で配布) マタニティマークをポスターで周知した。(市内公共施設、巡回バスに掲示)	妊娠に「マタニティキーホルダー」を配布し、広報やポスターで「マタニティマーク」を啓発する等妊婦に優しい環境づくりを目指していく。	保健センター
4-2 子どもの健康のための支援	① 子どもの健康づくりへの支援	(3) 児童・生徒の健康管理の充実	身体の成長に関わりの深い食事や運動等についての保健指導や食指導を通じて、健康の保持・増進に主体的に取り組むことができるように促します。	保健指導・食指導の充実を図る。	家庭及び学校教育現場を通じ、保健指導・食指導の充実をめつた。	保健指導・食指導の充実	学校教育課	
		(4) 生活習慣改善指導の充実	バランスのとれた食生活や正しい健康知識の修得など、児童生徒の生活習慣の改善につながるような健康教育の充実をめつた。	ヘルスメイトとともに親子食育教室開催・ヘルスサポーター中学生版2校開催	親子料理教室 1回/年 7人 ヘルスサポーター中学生版 2回/年 34人	ヘルスメイトとともに親子食育教室開催	保健センター	
		(2) 休日急病診療所 (小児医療科) の充実	休日等の急な病気の時に、休日救急診療所で診療を受けることができます。	市内小児医療の情報提供と休日急病診療所継続実施	小児科利用数: 2,122人	市内小児医療の情報提供と休日急病診療所継続実施	保健センター	
		(1) 生と性的カリキュラムに基づく実践活動	いのちを大切に、生きる力をもつ子どもが育つように、保護者、地域、行政関係者が連携し、継続的にかかわることができるカリキュラムに基づき実践します。	作成したカリキュラムの推進を図る。	親の学習: 177人 子の学習: 388人	親・地域・学校がカリキュラムに基づき実践	保健センター 学校教育課 児童課	

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課		
5 子どもの安全・子育ての安心をささえる	5-1 子どもの安全をまもる地域環境づくり	(2) 補導活動の充実	不良行為や問題行動に対し、適切な指導と助言を行い、少年非行の抑止活動に努めます。	引続き補導員を中心に不良行為や問題行動に対し、適切な指導と助言を行い、少年非行の抑止活動に努める。	従来の補導活動に加え、大型店、コンビニ、遊技場等の健全育成協力店との情報交換を密にし、多くの目で青少年を非行から守る機運を高める。また青少年健全育成モニターからの指摘や意見を学校を通して少年に伝え、生徒指導等の連携を図った。	少年非行を抑止するため地域ぐるみで見守る運動に展開していく。	少年センター	1	
		① 防犯対策の充実	(3) 子どもを対象とした防犯対策	子どもが路上等において被害に遭う又は遭う恐れがある際の対応方法や、「子ども110番の家」等の緊急避難所の利用方法などについて、市内の各幼稚園、保育園、小学校において防犯指導を実施します。	小木小学校外2校を予定	保育園、小学校など5ヶ所で防犯教室を実施した。	6小学校において連れ去り防止教室を最低1回開催する。	生活課	2
			(5) 防犯灯の整備促進	防犯灯の整備を進め、夜間の犯罪発生を抑制をめざします。	320灯の防犯灯設置の補助を計画	820灯の防犯灯設置費と維持管理費の地元負担額の軽減を図った。	夜間の犯罪発生を抑制するように明るいまちづくりを実現していく。	生活課	3
			(6) 盗難防止のための防犯器具設置助成事業	警察等と連携した情報提供の充実などにより、防犯性の高い防犯器具の普及促進に努めます。	上限1万円を補助することで住民の防犯意識の高揚をはかる。1,000件の申請を予定	上限1万円を補助することで住民の防犯意識の高揚を図った。	H19年度で事業終了	生活課	4
			(8) 学校防犯推進事業	保護者や地域との連携を密にし、安全で安心な学校づくりを行います。	児童生徒が自分で自分を守るよう各学校で専門の講師による防犯講座を実施する。市内全小学校校門にカメラ付ドアホンを設置する。	避難訓練の実施 全25校を対象にセルフディフェンス講座を実施した。	児童生徒が自分で自分を守るよう各学校で専門の講師による防犯講座を実施する。	学校教育課 庶務課	5
		② 地域での安全対策の充実	(1) 明るい声かけまちづくり運動の実施	大人が買い物や散歩時などに“声かけワッペン”をつけて、あいさつを交わすことにより、安全・安心な地域環境づくりを推進します。	引続き「声かけワッペン」をつけて、各地区・市内施設であいさつを交わすことにより、安全・安心な地域環境づくりを推進する。	青少年とふれあう各市民団体、各ボランティアグループに「声かけワッペン」を配布し、あいさつ運動の一層の拡充を図った。	子どもたちが登下校の際、出会う地域の人から、どこでも誰からもあたたかい声かけを受ける地域環境づくりを推進する。	少年センター	6
	(8) 学校防犯推進事業		保護者や地域との連携を密にし、安全で安心な学校づくりを行います。	通学路パトロールボランティア活動を推進する。	16小学校区でパトロールボランティアを募集し、858名が登録した。	通学路パトロールボランティア活動を推進する。	学校教育課	7	
	③ 交通安全対策の充実	(3) 交通安全教室の開催	保育園、学校等において、毎年、交通安全教室を開催します。	交通安全期間中に4園で実施する。また、必要に応じ随時実施する。	交通安全運動の期間中に4園で実施した。また必要に応じ随時実施した。	交通事故を減らすため、6園で交通安全教室を行なっていく。	生活課	8	
		(7) 安全・安心マップの作成配布	子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心マップを市内5地区に分けての作成し、配布します。	学校、小牧警察署と協力して3校ぐらい予定している。	平成17年度に県からの指導で各学校で作成し、平成18年度は各学校で修正した。生活課の事業としては削除する。	防犯ボランティア組織及び学校・PTAの協力を得て作成し、危険箇所の改善を行なう。	生活課 学校教育課	9	
		5-2 子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	① 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	「小牧市人にやさしい街づくり計画」の推進により、子どもや妊婦、子ども連れの人が安心して利用できるよう、必要な環境の整備に努めます。	障害者計画・人にやさしい街づくりの充実を図り、進捗状況を報告する。	障害者計画・人にやさしい街づくりの充実を図り、進捗状況を報告した。	計画策定期間は20年であり計画の評価と見直しが必要	福祉課
	(3) 子育てバリアフリーの意識啓発等の推進			市と住民が協働し、乳幼児と保護者が外出する際の遊び場、授乳コーナー、一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に配布するとともに、妊婦、子ども、子ども連れの人が安心して外出できるよう、周囲に思いやりの心を持った行動を促すよう意識啓発の取組を推進します。	子育てバリアフリーの意識啓発等の推進の調査・研究	大城児童館建築実施設計にあたり、ワークショップを実施していく中で、子育てバリアフリーの意識の醸成を図った。 児童館利用者アンケート（保護者643件、児童507件）、地元説明会4回実施	子育てバリアフリーの意識啓発に取り組む。	児童課	11
	② 子ども連れに配慮した公共施設等の整備		(2) 子ども連れに配慮した公共施設の整備	子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるように、公共施設等へのベビールームや授乳コーナーなどの設置を促進します。	北里、篠岡児童館にベビーベッドを設置する。	北里子育て支援センターに吊戸棚を設置した。	子ども連れに配慮した公共施設の整備に努める。	担当課	12

基本目標	施策の方向	主要事業	事業内容	18年度目標(計画)	18年度実績	21年度目標	担当課	
5 子どもの安全・子育ての安心をささえる	5-3 子育てに伴う経済的負担の軽減	① 経済的支援策の充実	(1) 出産奨励手当の支給	1年以上市内に居住し第3子以上を設けた人に対し、出産奨励金を支給します。	220人(予算)を予定	申請者 222人、対象児童 224人	出産の奨励に取り組む。	児童課
			(3) すこやか子育て支援事業	第三番目以降の児童を市立保育園に就園させている家庭に対し、負担金及び利用料を助成します。	第3番目以降の児童を就園させている家庭に対し、負担金及び利用料を助成する。	第3番目以降の児童を就園させている家庭に対し、負担金及び利用料を助成した。	第3番目以降の児童を就園させている家庭に対し、負担金及び利用料を助成する。	児童課
			(4) 児童手当の支給	小学校6年生までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	制度改正により児童手当支給対象が小学第3学年修了前から小学第6学年終了前までの児童に拡大され、また所得制限限度額が460万円(自営301万円)から532万円(自営460万円)に緩和される。	対象児童数 16,296人 (制度改正により19年度から1~3歳未満児の児童手当額は一律1万円となる。)	国の制度に基づき、児童手当を支給する。	児童課
			(5) 幼稚園就園奨励費補助	幼稚園に通園させている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて保育料の減免・補助を行います。また第3番目以降の児童を幼稚園に通園させている家庭に対し保育料の助成を行います。	国の助成制度の拡充に伴い、減免する条件を緩和する(第1子が小学1年生になっても減額する。)	国庫補助対象分 園児 1,950人 120,701千円 市単分(国庫補助対象外分) 園児 545人 6,374千円 市単分(第3番目以降の児童) 園児 194人 13,207千円	保護者への支援を図る。	学校教育課
			(6) 私立高等学校、専修学校(高等課程)授業料補助	私立高等学校、専修学校に通学させている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成します。	保護者への支援を図る。	補助金受給者 564人 助成金額 6,882千円	保護者への支援を図る。	学校教育課
			(7) 乳幼児医療費の助成	6歳未満までの乳幼児を対象に、医療機関に支払った健康保険の保険診療の自己負担分を助成します。	①県補助(0歳~4歳未満児の入・通院医療費) 平均受給者数 6,252人 受診件数 117,100件 支給額 269,330,000円 一人当たり支給額 43,079円 ②市単(4歳~6歳未満児の入・通院医療費) 平均受給者数 3,095人 受診件数 47,000件 支給額 126,900,000円 一人あたり支給額 41,002円 ※0~6歳未満児の入・通院医療費を無料とする。	18年度 県補助 (0歳~4歳未満児の入・通院医療費) 平均受給者数 6,084人 受診件数 108,723件 支給額 245,872,750円 一人当たり支給額 40,413円 18年度 市単 (4歳~6歳未満児の入・通院医療費) 平均受給者数 3,052人 受診件数 55,655件 支給額 143,679,685円 一人当たり支給額 47,077円 ※0~6歳未満児の入・通院医療費を無料とする。	継続実施	国保年金課
			② 親の再就職への支援	(1) 小牧市職業相談	出産や育児のために退職した女性が再就職できるよう、相談や情報提供などの支援を行います。	出産や育児のために退職した女性が再就職できるよう、相談や情報提供などの支援を行う。	小牧市職業支援室 来室 3,126人 電話 666人 面接 2,778人	退職した女性が再就職できるよう相談や情報提供などの支援
	(8) 再就職準備セミナーの啓発	(財)21世紀職業財団との連携を図り、セミナー等の開催を広報に掲載するなど、再就職のための支援を行います。		①パートタイム労働ガイダンスの後援 ②仕事と家庭を考えるつどい講演会の広報活動 ③再就職支援講座の広報活動を実施	①9月15日号広報に犬山市での開催の再就職準備セミナーを掲載。春日井市でのセミナーのチラシを窓口に配置した。 ②小牧商工会議所で開催された「パートタイム雇用管理改善セミナー」の後援をした。	(財)21世紀職業財団等との連携を図り、セミナー等の開催を広報に掲載するなど、再就職のための支援を行なう。	商工課	